

## 府内御城再築御願一件

三ツ股 正明

はじめに

本稿で紹介する史料は寛保三年（一七四三）の火災により焼失した府内城を再築する際、幕府との手続きの経緯を記したものである。

江戸時代諸大名の城郭が武家諸法度により厳しく統制されていたのは周知の通りであるが、本史料を紹介する前にこの武家諸法度の内容について少々触れておきたい。

寛保三年当時に該当する法度の条文を見てみると、

一 新規之城郭構營堅禁止之、居城之隄壘石壁等敗壞之時は、達奉行所、可請差図也、櫓塀門以下は如先規

可修補事 （享保二年法度）

府内御城再築御願一件

度以外にもその内容に触れた法令等は管見の限り見当たらない。したがって実際どのような手続きが幕府と諸大名との間で行われていたかを知るには、奉書や諸藩側の記録から窺ねばならないが、この件に関しては白峰旬氏が詳細に研究されている。

以下史料により府内藩の場合、どのような手続きが行われたかを紹介し、その後若干の補足を加えたい。

寛保三癸亥年

とあり、修再築する場合は必ず幕府に届出をし、許可を受けるといふプロセスになっているが抽象的であり、届出の方法や手続関係の具体的な内容については触れておらず、この法

十二月晦日

十二月十二日

一 今度御城御再築御願被差出候付、繪図面朱引御願書等

認方御内々ニ而御直シ被下候様御祐筆組頭大橋藤九郎

様江岡本勘之進被遣候処、来ル十五日藤九郎様於御宅、

繪図面朱引等可被成御相談候間、勘之進外ニ御在所御

城之様子吞込罷在候者老人致同道候様仰二付、其趣相

伺候処、榑藤安之右衛門可被遣旨

御意ニ付、安之右衛門江申渡之

十二月十五日

一 大橋藤九郎様江岡本勘之進、榑藤安之右衛門伺候、繪

図朱引等御直相濟罷歸ル

同十六日

一 大橋藤九郎様昨日繪図面御内々ニ而被成御相談候付、

右為御挨拶金三百疋被遣之、尤藤九郎様御用人江勘之

進方ニ遣之

同十七日

一 繪図并御願書如御差図出来ニ付、勘之進、安之右衛門

又々罷越入御内見候処、御差図之通無相違出来候之間、

来ル十九日藤九郎様御當番候間、何卒十九日ニ御用番

伊豆守様江御差出被成候様藤九郎様被仰候之由兩人罷

歸申聞之

同十九日

一 御用番松平伊豆守様江岡本勘之進を以府内御城御再築

下繪図并御願書共ニ御用人堀江忠右衛門江差出候処、

追而御差図可被成旨同人を以被仰出之候

同日

一 伊豆守様江御再築繪図被差出候旨松平左近將監様江

茂御使者勘之進を以被仰進之

同廿二日

一 伊豆守様御用人渡辺右仲、関根孫市ノ手紙を以忝人可

参旨申来候付、勘之進被遣候処、関根孫市を以此間此

間被差出候御下繪図并御願書此通ニ相調御勝手次第本

繪図差出候様被仰出之

同廿四日

一 伊豆守様江勘之進を以本繪図并御扣繪図御願書扣共ニ

式通御用人堀江忠右衛門江差出候処、御願書末之文言

相除候様伊豆守様御差図ニ付、翌廿五日認直シ勘之進

持来之忠右衛門江相渡候処、追而御差図可被成旨同人

を以被仰出之

同廿五日

一 伊豆守様江今朝本絵図被差出候段松平左近將監様江勤之進を以被仰遣候

同晦日

一 伊豆守様御用人堀江忠右衛門、関根孫市〆連名以手紙  
 卷人可参旨申来候付、勘之進即刻被遣候之処、御用人  
 奥村祖父右衛門御奉書一通御渡被成候、御奉書御文言  
 左之通

以上

豊後国府内城火事之節天守一ヶ所、櫓拾四ヶ所、  
 多門卷ヶ所、大門式ヶ所、冠木門三ヶ所、廊下橋  
 式ヶ所、番所卷ヶ所其外東丸、西丸、山里曲輪家  
 作不残焼失ニ付而如先規取建之事、本丸天守台東  
 之方石垣卷ヶ所、東大門左右石垣式ヶ所、同所北  
 之方渡櫓下石垣卷ヶ所焼損候付而築直之事絵図朱  
 引書付之趣得其意候、願之通以連々如元可有普請  
 候 恐々謹言

寛保三亥  
 十二月廿九日

七八

信祝

土岐丹後守

頼稔

本多中務大輔

忠良

松平左近將監

乗邑

松平对馬守殿

一 御奉書御請状伊豆守様江勘之進を以即刻被差出候、御  
 取次松平定七江相渡之

御奉書拜見仕候、私在所豊後国府内城焼失付、  
 以連々如元普請仕度儀願之通被 仰出之難有  
 仕合奉存候御請為可申上捧愚札候上所

御名

十二月晦日 御名尔御判

松左近將監様

松平伊豆守

松伊豆守様

本中務大輔様

土丹後守様

参尊答

同晦日

一 御再築御願之通御奉書を以首尾能被

仰出候ニ付、右為御禮御用番伊豆守様斗江 殿様即刻

被成御勤候

一 伊豆守様江被差出候下絵図ニ相認候ケ條之分左之通

豊後國府内城焼失ニ付普請之覚

一 本丸良之方四重天守壹ヶ所焼失仕候

一 同所統東方渡櫓壹ヶ所焼失仕候

一 同所東大門壹ヶ所焼失仕候

一 同所統南方渡櫓壹ヶ所焼失仕候

一 同所坤之方二重櫓壹ヶ所焼失仕候

一 同所統西方渡櫓壹ヶ所焼失仕候

一 同所北大門壹ヶ所焼失仕候

一 同所統西方渡櫓壹ヶ所焼失仕候

一 同所北方二重櫓壹ヶ所焼失仕候

一 同所統渡櫓壹ヶ所焼失仕候

一 同所西方升形冠木門壹ヶ所焼失仕候

一 同所東方冠木門壹ヶ所焼失仕候

一 同所良方菱櫓壹ヶ所焼失仕候

一 同所東方多門壹ヶ所焼失仕候

一 同所統廊下橋壹ヶ所焼失仕候

一 二之曲輪東丸家作不残焼失仕候

一 同所巽之方平櫓壹ヶ所焼失仕候

一 同所東之方三階櫓壹ヶ所焼失仕候

一 同所良之方二重櫓壹ヶ所焼失仕候

一 同所西方冠木門壹ヶ所焼失仕候

一 同所平櫓壹ヶ所焼失仕候

一 同所西丸家作不残焼失仕候

一 同所乾之方二重櫓壹ヶ所焼失仕候

一 山里曲輪家作不残焼失仕候

一 同所南方廊下橋壹ヶ所焼失仕候

一 三之曲輪侍屋鋪不残焼失仕候

一 同所西方番所壹ヶ所焼失仕候

一 同所西之口二重櫓壹ヶ所焼失仕候

一 本丸天守台東方石垣壹ヶ所高三尺横式間焼損申候

一 同所東方大門左右石垣式ヶ所高式間横三間焼損申候

一 同所渡櫓下石垣式ヶ所高三尺横六間焼損申候

右之通天守、櫓、門并家作等焼失仕候分絵図朱引之通

如先規取建之、焼損候石垣築直之儀以連々如元普請仕

度奉願候以上

寛保三癸亥年十二月 松平对馬守兩判

同十九日

一 下絵図ニ相添被差出候御願書文言左之通

奉書半切美濃紙折懸

豊後國府内城当四月火事之節天守ヶ所、櫓

拾四ヶ所、多門ヶ所、門五ヶ所、廊下橋式ヶ

所、番所ヶ所、其外東丸、西丸、山里曲輪

家作焼失仕、并石垣四ヶ所焼損候付而右焼失

之分取建之、焼損候石垣築直之以連々如元普

請仕度奉願候、依之下絵図を以奉窺候、宜御

差図被成可被下候以上

十二月 松平对馬守

相除御差出候様伊豆守様御差図認方紙等右同断

依之以下絵図奉窺候宜被成

御差図可被下候

一 御下絵図

御名之下ニ兩判与書之絵図通ニ候表ニ豊後國府内

城絵図与認之、尤左之方ニ御名

一 本絵図

御名之下ニ御兩判絵図通ニ候表ニ豊後國府内城絵

図与認之、左之方御名

一 御扣絵図(ひかえ)

御名之下ニ兩判と書之、御下絵図同様

一 絵図袋

上ニ豊後國府内城絵図与認之、左之方ニ御名

一 御再築御用懸人数左之通

手嶋善太夫

岡本勘之進

権藤安之右衛門

小畑豊左衛門

堀蘭右衛門

絵図認候人数

一 本絵図被差出候節、御願書右同断之内末之御文言如左

〔補足〕

以上史料を見てきたが、手続きの経緯を簡単にまとめると、  
①老中（月番老中）に絵図や願書を提出する前に右筆組頭（表右筆）の内覧を受け、絵図面朱引や願書内容の相談を受ける。

②絵図、願書の内容を修正した後、月番老中へ提出（この段階で修正の必要が生じた場合は再提出）。

③老中奉書発給

④奉書を発給した老中に請状を提出

となる。史料を紹介する前に「府内藩の場合」と記したが、多少の違いはあるものの、手続きの方法や、絵図朱引の方法、願書の内容やその文言まで定型化されており、必然的にどの藩の願書も文言まで同一となっているのは次の史料からも窺うことが出来る。

一 肥前佐賀松平丹波守様、因幡鳥取松平右衛門督様、越後之内高岡牧野駿河守様右三ヶ所之御城享保年中ニ焼失御普請御願之節、公儀江上り候御絵図御書付等七左

衛門御心入を以隠密ニ御見せ、則此方様御願絵図之仕立御文例等准右仕立候様御指図有之也 〔一豊數公紀〕

これは享保十四年（一七二九）に火災により焼失した高知城に関する土佐藩の記録であり、同じ享保年中に再築願を提出した佐賀城、鳥取城、長岡城の事例を幕府側から見せ、これらに准じて仕立てるよう指示を出している。さらに同史料によれば、

一 七左衛門殿密密被仰聞候者、何方様之御願も先下絵図を以御老中御用番様江御伺被仰込引受之上、其下絵図御筆頭中江御渡し、尤御請願筋之前例障之有無御役手江御内僉議有之、御奉書之御認方等御僉議被成無障にいたり精絵図御出し候様に御指図有之、又精絵図を以御筆頭中江御再吟、其上ニ而達上聞於被遂間召者御濟口之御奉書出申格之由ニ候事

とあり、どの大名でもまず下絵図をもって「御伺」を立てて幾多の手続きを経て奉書の発給に至っていることから、書式、文言が定型化されていたことが窺われるのである。

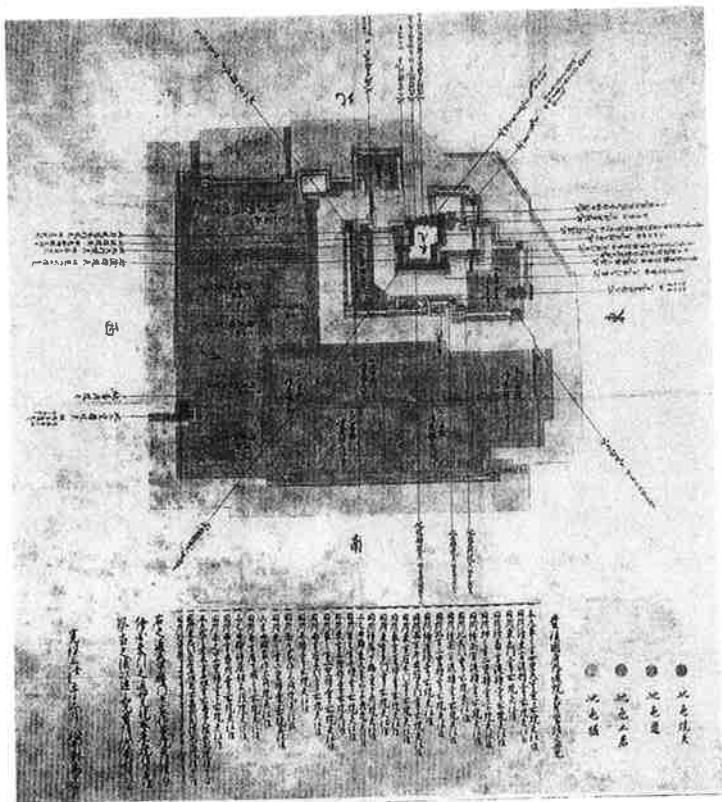
なお図1は再築願とともに幕府に提出した絵図（ただしこれは府内藩側の控絵図）である。

注

(1) 白峰旬「居城修補規定の實際的運用について」(『城郭史研究』)

16、一九九六年)

(2) 山内神社宝物資料館所蔵



(図1) 豊後府内城絵図(大分県立大分図書館所蔵)